

■ 審議会 > 宮古市国民保護協議会

所掌事項

- (1) 市長の諮問に応じて宮古市内の国民保護措置に関する重要事項を審議すること。
- (2) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (3) 宮古市国民保護計画の作成、変更（軽微な変更を除く。）に際し、市長の諮問に応じ審議すること。

設置根拠

国民保護法

設置年月日

H18. 3. 29

委員定数

40人以内

委員任期

現任委員発令日

現任委員任期満了日

担当課

危機管理監危機管理課

TEL : 0193-62-2111 内線 4811

FAX : 0193-71-2103

E-mail : kikikanri@city.miyako.iwate.jp

備考